

当社と株式会社キャドテックとの合併に係る
会社法第 794 条第 1 項及び同法施行規則第 191 条に基づく事前備置書類
(吸収合併に係る事前開示事項)

2018年11月13日

日 東 工 業 株 式 会 社

目 次

1. 吸収合併契約の内容（会社法 794 条第 1 項）
2. 会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）
3. 会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）
4. 吸収合併消滅会社（株式会社キャドテック）についての計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）
5. 吸収合併存続会社（当社）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号）
6. 合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社（当社）の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）
7. 事前備置（事前開示）開始後の上記各事項の変更に関して（会社法施行規則第 191 条第 7 号）

1. 吸収合併契約の内容（会社法 794 条第 1 項）

別紙 1（吸収合併契約書）のとおりです。

2. 会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）

当社は、株式会社キャドテックの発行済株式の全てを所有しているため、本吸収合併に際して株式その他金銭等の交付は行いません。

3. 会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社（株式会社キャドテック）についての計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）

（1）最終事業年度（2018 年 3 月期）に係る計算書類等の内容

別紙 2（計算書類等）のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社（当社）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号）
（株式公開買付けの実施について）

当社は、2018年11月5日開催の取締役会において、北川工業株式会社（コード番号 6896、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第二部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしました。

（1）本公開買付けの概要

当社は、2018年11月5日開催の取締役会において、名古屋証券取引所市場第二部に上場している対象者株式の全部（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、本公開買付け後に実施予定の一連の手続きを経て最終的に対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けは、①本公開買付け、及び、本公開買付けが成立したものの当社が本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、対象者の代表取締役社長かつ支配株主である北川清登氏（以下「北川清登氏」といいます。）の資産管理会社であり、対象者の筆頭株主である株式会社キタガワ（愛知県名古屋市名東区平和が丘四丁目286番地所在。以下「キタガワ」といいます。）の所有する対象者株式の全て（4,025,388株、所有割合：45.85%、以下「本応募対象外株式」といいます。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）

を取得できなかった場合に対象者が行う株式併合を通じて、対象者の株主を当社及びキタガワのみとすること（以下「本スクイーズアウト」といいます。）、②本スクイーズアウトの完了後に対象者がキタガワから本応募対象外株式を取得すること（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第156条第1項及び第160条第1項に基づくもの。）、並びに、③上記①及び②に付随又は関連する取引等（以下総称して「本取引」といいます。）の一環として行われるものです。

なお、本日現在、当社は、対象者株式を所有しておりません。

（２） 本公開買付けの実施を決定するに至った背景および目的

対象者は顧客から発せられるニーズに対して最適なソリューションを提供する一方、当社は計画生産・在庫管理を可能とする商品紹介の製品カタログ販売システムや即日配送に対応した物流網を強みとし、全国に張り巡らせた営業拠点・販売代理店網を駆使し、販売代理店を通じて多様な標準品を広く顧客に販売するビジネスを主軸としており、昨今では顧客ニーズの更なる多様化に対応するべくソリューション型の営業強化を図っております。当社及び対象者は、対象者の営業スキルや顧客中心の考え方を活用しつつ、BtoB市場で異なる事業を営む両社が相互に補うことによって、新たなビジネス機会の創出が期待でき、また、対象者の主要製品であるEMC対策部品が様々な業界において使用される重要な部材となっているため、今後も新たな業界や事業分野での展開が見込まれるとの認識を共有するに至りました。

また、当社は、配・分電盤及び関連部材、充電スタンド等の電気機器を製造していますが、これらの製品には様々な使用環境に適応した耐久性を求められるものが多く、対象者の電磁的ノイズの対策や精密成形に関する技術・ノウハウを活用することで、当社グループの製品の品質向上・コストダウンが進み、競争力が向上するものと考えております。

こうしたことから、当社及び対象者は、両社の技術力、流通網、顧客基盤を融合して有効活用することを通じ、両社の成長力及び競争力を一層強化することが可能であり、当社が対象者を完全子会社化し両社で協調体制を築くことにより、機動的で柔軟な経営施策、かつ迅速な意思決定に基づいて、両社の（i）事業領域の拡大、（ii）技術領域の拡大、（iii）海外売上への拡大に向けた戦略を実行していくことが可能になるとの結論に至りました。

以上より、当社は、2018年11月5日開催の取締役会において、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（３） 対象者の概要

① 名称	北川工業株式会社
② 所在地	愛知県稲沢市目比町東折戸695番地1
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 北川 清登
④ 事業内容	電磁波環境コンポーネント・精密エンジニアリングコンポーネントの製造販売
⑤ 資本金	2,770,000千円（2018年9月30日現在）
⑥ 設立年月日	1963年6月12日

（４） 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（５） 買付け等の期間

2018年11月6日（火曜日）から2018年12月26日（水曜日）まで（35営業日）

（６） 買付け等の価格

1株につき金3,943円

(7) 買付予定の株券等の数

買付予定数	4,754,376株
買付予定数の下限	2,377,189株
買付予定数の上限	一株

(8) 買付代金

18,746百万円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,754,376株)に、本公開買付価格(3,943円)を乗じた金額です。

(9) 決済の開始日

2019年1月8日(火曜日)

(10) 買付資金の調達方法

銀行からの借入れにより調達することを予定しております。

(11) その他重要な特約等

当社は、キタガワ及び北川清登氏との間で、2018年11月5日に、キタガワが所有する対象者株式を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

6. 合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社(当社)の債務の履行の見込みに関する事項
(会社法施行規則第191条第6号)

本合併後も、当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。本合併後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておられません。以上のことから、本合併が効力を生ずる日以後における当社の債務については、履行の見込みはあるものと判断しております。

7. 事前備置(事前開示)開始後の上記各事項の変更に関して(会社法施行規則第191条第7号)

本事前備置(事前開示)開始日以降、上記各事項に変更が生じた場合には、ただちに開示いたします。

以上

2018年11月13日

愛知県長久手市蟹原2201番地
日東工業株式会社
取締役社長 佐々木 拓郎



吸収合併契約書

日東工業株式会社（以下「甲」という）と、株式会社キャドテック（以下「乙」という）とは、合併に関し、次の通り契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は合併（以下「本件合併」という）して、甲は存続し、乙は解散する。

2 本件合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下の通りである。

（1）吸収合併存続会社

商号 日東工業株式会社

本店 愛知県長久手市蟹原2201番地

（2）吸収合併消滅会社

商号 株式会社キャドテック

本店 愛知県長久手市蟹原2201番地

第2条（株主に対する合併対価の交付）

乙は甲の完全子会社であるため、本件合併に際して株式等の合併対価の交付は行わない。

第3条（資本金及び準備金の額）

本件合併により甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第4条（簡易合併、略式合併）

甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、それぞれ本件合併契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

第5条（合併の効力の生ずる日）

本件合併の効力発生日は、2019年1月1日とする。ただし、効力発生日前において、本件合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第6条（会社財産の引き継ぎ）

乙は、2018年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

2 乙は、2018年3月31日から効力発生日の前日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

第8条（従業員の引き継ぎ及びその取り扱い）

甲は、乙の従業員を本件合併の効力発生日において甲の従業員として引き継ぐものとし、従業員に関する取り扱いについては、別に甲乙協議のうえ、これを定める。

第9条（合併前に就任した甲の取締役の任期）

甲の取締役であって本件合併前に就任した者は、本件合併がない場合に在任すべき時まで在任する。

第10条（解散費用）

本件合併の効力発生日以降において、乙の解散手続のために要する費用はすべて甲の負担とする。

第11条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合又はかかる承認等に合併の実行に重大な支障をきたす条件もしくは制約等が付された場合
- (2) 第11条に従い本契約が解除された場合

第13条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、定める。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、甲が保有し、乙は写しを保有するものとする。

2018年9月25日

(甲)

愛知県長久手市蟹原2201番地

日東工業株式会社

代表取締役 佐々木 拓郎



(乙)

愛知県長久手市蟹原2201番地

株式会社キャドテック

代表取締役 日比野 徹



10



別紙 2

「株式会社キャドテック 計算書類等」

第 22 期（2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日）

- ・ 事業報告
- ・ 計算書類
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
- ・ 監査報告書

事 業 報 告

(2017年4月1日から2018年3月31日)

当期におきましては、函面依頼が上期は好調に推移しておりましたが、下期以降は前年を下回る状況で推移し、函面依頼総数は13万6千件余と前期比96.7%の状況となりました。その結果、当会計年度の売上高は4億1百万円余と前期比92.3%の減収となり、経常損失につきましては、6百万円余の損失、当期純損失につきましては、9百万円余の損失となりました。

今後におきましては、企業体質の更なる強化と人材育成を図り、安定した利益確保を目指してまいります。

貸借対照表

税引後・税効果後

(2018年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(資産の部)	104,033,146	(負債の部)	63,287,380
流動資産	103,599,918	流動負債	63,287,380
現金預金	55,853,232	未払法人税等	81,300
売掛金	30,716,517	未払消費税等	3,167,800
繰延税金資産	9,751,984	未払費用	33,099,977
未収入金	7,278,185	賞与引当金	25,500,000
		預り金	1,438,303
		固定負債	0
		長期繰延税金負債	
固定資産	433,228	(純資産の部)	40,745,766
有形固定資産	283,260	株主資本	40,745,766
工具器具備品	283,260	資本金	30,000,000
建物		利益剰余金	10,745,766
		利益準備金	7,500,000
無形固定資産	149,968	その他利益剰余金	3,245,766
電話加入権	149,968	別途積立金	0
		繰越利益剰余金	3,245,766
投資その他の資産	0		
投資有価証券		評価・換算差額等	0
差入保証金		その他有価証券評価差額金	
長期繰延税金資産			
合 計	104,033,146	合 計	104,033,146

損 益 計 算 書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

科 目	金 額	
	円	円
売 上 高		401,840,007
売 上 原 価		403,435,766
売 上 総 損 失		△ 1,595,759
販売費及び一般管理費		3,826,966
営 業 損 失		△ 5,422,725
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	950	
雑 収 入	157	1,107
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	1,416,881	1,416,881
経 常 損 失		△ 6,838,499
特 別 損 失		
固定資産除却損	1	1
税引前当期純損失		△ 6,838,500
法人税、住民税及び事業税	182,500	
法人税等調整額	2,400,705	2,583,205
当 期 純 損 失		△ 9,421,705

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位:円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別途積立金	繰越利益 剰余金	
2017年4月1日残高	30,000,000	7,500,000	0	47,467,471	54,967,471
事業年度中の変動額					
利益準備金の積立					0
別途積立金の取崩					0
剰余金の配当				△ 34,800,000	△ 34,800,000
当期純損失				△ 9,421,705	△ 9,421,705
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計		0	0	△ 44,221,705	△ 44,221,705
2018年3月31日残高	30,000,000	7,500,000	0	3,245,766	10,745,766

項 目	株主資本	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	株主資本 合 計	その他 有価証券評価 差額金	評価・換算 差 額 等 合 計	
2017年4月1日残高	84,967,471			84,967,471
事業年度中の変動額				
利益準備金の積立	0			0
別途積立金の取崩	0			0
剰余金の配当	△ 34,800,000			△ 34,800,000
当期純損失	△ 9,421,705			△ 9,421,705
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)	0	0	0	0
事業年度中の変動額合計	△ 44,221,705	0	0	△ 44,221,705
2018年3月31日残高	40,745,766	0	0	40,745,766

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

なお、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与の支給に充当するため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 600株

(2) 剰余金の配当に関する事項

2017年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

配当の原資	利益剰余金
配当の総額	34,800,000円
1株あたりの配当額	58,000円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月30日

(3) 当事業年度に係る定時株主総会の決議により行う予定の剰余金の配当に関する事項

該当事項ありません。

監査報告書

私、監査役は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第22期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第19条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示していると認めます。

2018年4月24日

株式会社キャドテック
監査役 蔵 辰紀 ㊞

以上